

様式第8号の2 (第6条の3)

地下貯蔵タンク・地下埋設配管在庫管理計画届

年 月 日			
粕屋南部消防組合長 殿			
届出者			
住 所 _____ (電話 _____)			
氏 名 _____			
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織			
在庫管理に従事する者に対する教育の方法及び内容			
危険物の在庫管理の方法			
危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置			
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

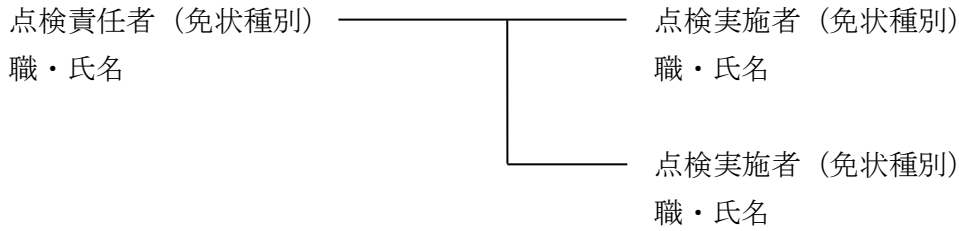
備考 1 法人にあつては、その名称・代表者・氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

点検実施計画書

1. 点検実施体制

点検が適正に実施されるよう、当事業所の従業員の中から『点検責任者（危険物取扱者）』及び『点検実施者』を次のように定める。



2. 在庫管理の対象設備

当事業所における点検管理の対象設備は、別紙 1 とする。

3. 在庫管理に係る者に対する教育体制

事業所長及び点検責任者は、点検実施者及び在庫管理に係る者に対して次の教育を行う。

対象者	実施時期	内容
点検実施者 及び 在庫管理者	1回／年 (対象者が交代した場合はその都度。)	1. 点検義務等に関する基本的事項 (1) 点検実施計画書の内容 (2) 点検管理に関する消防法の規定 (3) 点検管理対象設備の構造、設備の基準 2. 在庫管理の点検方法及び記入方法 3. 漏えい検査管、液面計、流量計等の確認・点検方法及び記入方法 4. 点検及び在庫管理実施時の災害発生防止対策 5. 異常確認時の対応 (1) 異常の判断基準 (2) 異常時対応の手順 6. その他必要事項

4. 点検方法及び点検記録

漏えい検査管による漏えいの有無の確認及び危険物の貯蔵又は取扱い数量の 1 / 100 以上の精度で行う在庫管理を、1 週間に 1 回以上行うことにより、危険物の漏れを確認する。

(1) 漏えい検査管による点検（全ての漏えい検査管について実施すること。）

漏えい検査管を検査管内に 3 ～ 5 m 程度の点検棒を挿入し、点検棒等に油分の付着又は油臭の有無を確認する。

又、地下水の水位及び漏えい検査管の深さも併せて確認する。

(2) 在庫管理による点検（タンク容量に対し、1/100以上の精度を有する機器を使用する。）

ア. 自動液面計（遠隔、直上方式共通）

液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を確認、記録する。

イ. 検尺棒

タンク『検尺口』に挿入し、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を確認、記録する。

ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面がゆれているので、計測は行わない。

ウ. 在庫量と使用（消費）量との比較

使用（消費）先の計量機又は流量計の数値（累積数値）を読み取り、使用（消費）量を確認、記録する。

(3) 点検結果の記録

点検結果は、別紙2に記録し、3年間記録する。

5. 異常の判断

(1) 漏えい検査官点検時の異常

点検棒等に油分の付着又は油臭が確認された場合は、異常と判断する。尚、異常が確認された漏えい検査管については、位置及び異常の内容を記録すること。

(2) 在庫管理の異常

週1回以上実施する在庫管理において著しい増減（1週間の貯蔵、取扱量の1%を超える増減がある場合。）が認められる場合は、異常と判断する。

6. 異常時の対応

(1) 点検実施者等は、漏えい検査管の点検及び在庫管理において、異常と判断された場合は、速やかに点検責任者及び事業所長に報告する。

(2) 点検責任者及び事業所長は、『異常』の報告を受けたときは、異常発見時前の危険物の取扱状況（作業等による危険物の漏えい、飛散等の有無。）を調査するとともに、油種及び過去の通常時増減幅等を考慮し、設備の異常と判断された場合は、点検業者に詳細検査を依頼するとともに、所轄消防機関に報告する。

(3) 詳細検査により、異常が確定された場合は、災害発生防止及び被害の拡大防止のため、設備の使用停止及び危険物の撤去を行う。

(4) 詳細検査により、異常個所の特定、異常の原因、被害の状況等を調査し、適切な対処法を検討するとともに、所轄消防機関に詳細検査の結果を報告する。

